

北海道函館方面公安委員会告示第68号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、上ノ国町内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり告示する。

令和7年12月24日

北海道函館方面公安委員会委員長 齋藤利仁

1 合意した者

- (1) 函館バス株式会社
- (2) 北海道函館方面公安委員会
- (3) 上ノ国町長
- (4) 北海道運輸局函館運輸支局長
- (5) 一般社団法人e-Naka

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、函館バス株式会社が管理する次の表に掲げる停留所とする。

通番	停留所名	進行方向別	所在地
1	膳棚	南	檜山郡上ノ国町字湯ノ岱824番地先
2	神明	南西	檜山郡上ノ国町字湯ノ岱354番地2先
3	中の沢	南東	檜山郡上ノ国町字湯ノ岱199番地先
4	宮越	南西	檜山郡上ノ国町字早瀬181番地7先
5	早瀬	南東	檜山郡上ノ国町字早瀬71番地先
6	桂岡	北西	檜山郡上ノ国町字桂岡162番地先
7	桂岡	南東	檜山郡上ノ国町字桂岡198番地先
8	中須田一区	北西	檜山郡上ノ国町字中須田463番地先
9	中須田一区	南東	檜山郡上ノ国町字中須田503番地先
10	中須田神社前	北西	檜山郡上ノ国町字中須田911番地2先
11	中須田神社前	南東	檜山郡上ノ国町字中須田450番地先
12	豊田	西	檜山郡上ノ国町字中須田413番地先
13	豊田	東	檜山郡上ノ国町字中須田477番地先
14	中須田二区	北西	檜山郡上ノ国町字中須田836番地先
15	中須田二区	南東	檜山郡上ノ国町字中須田375番地先
16	中須田三区	北西	檜山郡上ノ国町字中須田744番地先
17	中須田三区	南東	檜山郡上ノ国町字中須田827番地先
18	中須田四区	北西	檜山郡上ノ国町字中須田572番地2先
19	中須田四区	南東	檜山郡上ノ国町字中須田140番地1先
20	新村	北西	檜山郡上ノ国町字新村30番地先
21	新村	南東	檜山郡上ノ国町字新村243番地先

22	佐中橋	北	檜山郡上ノ国町字大留3番地先
23	佐中橋	南	檜山郡上ノ国町字大留214番地先
24	大留	北西	檜山郡上ノ国町字大留244番地92先
25	北村	北東	檜山郡上ノ国町字北村59番地先
26	北村一区	北東	檜山郡上ノ国町字北村14番地先
27	内郷	北	檜山郡上ノ国町字内郷21番地先

3 停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

停車又は駐車をする旅客の用に供する自動車の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の右欄の掲げる上ノ国町の委託を受けて行う旅客の運送の用に供する自動車とする。

運行事業者	自動車
一般社団法人 e - N a K a	上ノ国町デマンド交通（カミGO!）